

## 第2回和歌山県河川整備審議会会議録

日 時：平成26年3月18日(火)10時30分～

場 所：和歌山県自治会館 2階 201会議室

○県より挨拶

○委員の紹介

○諮問文の提出

○河川環境部会委員の指名

○会議録署名委員の指名

○議長 それでは、最初にこの議事次第の 6. (1) 和歌山県河川整備審議会運営規程の改正（案）について、県よりご提案をお願いいたします。

○県 よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

お手元の資料 1-3 でご提案をさせていただきたいと思っております。河川整備審議会の運営規程ということで、前回の審議会の時に決めていただいた規程でございます。その中で 2 箇所ほど改正をご提案させていただきます。

まず、1 点目でございますけれども、第 2 条第 4 項に会議の公開の項目がございます。「会議は、原則として公開とする」ということとございますけれども、そのこのところを「会議及び資料は、原則として公開とする」という形に改めさせていただきたいと考えてございます。理由としましては 2 点ございます。これまで資料につきましても、当日、審議会で傍聴の方にも見ていただいて、当然公開はしてきておるわけなのですが、「及び資料」ということを追加することによりまして、より資料も公開するということ、明確化を図りたいというのが、1 点目の理由でございます。

もう 1 点につきましては、会議中に環境情報等を含む非公開にしたい資料が出てきた場合に、会議そのものは公開にするけれども、その資料だけ個別に非公開にするという、会議と資料を別々に判断をできるということになりますので、この「及び資料」というのを追加してはどうかというふうに考えてございます。

2 点目でございます。第 5 条に「部会の決議」ということで、「部会の決議をもって、審議会の決議とする。」という条項を入れさせていただきたいと思っております。理由といたしましては、部会は知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則によりまして、審議会の事務を分掌された組織でございます。この規則の第 7 条第 8 項、資料でございますと資料 1-2 でございます。資料 1-2 の第 7 条の第 8 項に、「附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。」という上位規定がございます。部会で決議いただいたものを審議の効率化の観点からそのまま審議会の決議としてはどうかというふうに考えておるのですが、この資料 1-2 の規則では、「そ

の定めるところにより」というふうに書かれていますので、定めるものが必要ということでございまして、資料 1-3 の規程の中に第 5 条ということで定めるものを記述させていただきたいということでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長 ただいま改正案に対する説明がありましたが、ご意見いかがでしょうか。どうぞ。

○委員 部会と審議会の屋上屋を重ねるような議論を避けようという、時間的な効率化を図ろうというのはよく分かるんですが、もう少しそれぞれの部会の役割を明確化できるようなものが示されてないと、ちょっとこれですてしまうと非常に乱暴だなあという印象を受けたものですからね。もちろん県の条例、規則の中では、そういうふうに部会の決議をもって審議会の決議とすることができるという規則がありますから、効率化を図るという意味では分かるのですが、特に環境部会と整備計画部会ですか、その中身をきちっと位置付けた上でないと少し乱暴かなというふうに思います。

○県 よろしいでしょうか。すみません、説明が足りておりませんでした。それぞれの審議会、部会の位置付けにつきましては、資料 1-1 をご参照いただきたいのですが、ここに附属機関の設置等に関する条例がございまして、和歌山県河川整備審議会もその第 2 条の中に位置付けてございます。審議会の担任する事務といたしましては、「県が管理する河川の整備に関する方針、計画及び評価についての重要事項の調査審議に関する事務」ということで規定をされてございます。

一方で、部会の方でございすけども、資料 1-2 の 2 ページ目になります。先ほどの規則の別表第 2 の方に、第 7 条関係で、河川整備審議会の河川整備計画部会につきましては、「河川整備計画についての調査審議」ということで、整備計画だけについて分掌されているという位置付けでございす。また、河川環境部会につきましては、「河川環境等についての調査審議に関する事務」ということでございすので、部会の方でこれらの事項をご審議いただいて、先ほどの条例の資料 1-1 の方の整備審議会の方針ですとか重要事項を調査審議いただくものだと考えてございす。

○議長 いかがでしょうか。河川整備計画部会の方では、個別河川の、しかも今後二、三十年にわたる整備計画そのものを、専門というか専念的に調査審議するということになっておりまして、こちら河川整備審議会の方は基本方針であるとか、もう少し長期的なものも見て審議するとなっておりますので、その辺は分担しているというふうに私も考えておりますので、先ほど〇〇委員からもありましたように、同じことをここでまた繰り返すような、現実にはいけばそういう手続になるのかもしれませんが、ちょっと時間的なことも、

効率化ということもありますので、こういうふうにしていってはどうかと私は考えますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○議長 では、そういうことでこの改正案を承認することにいたします。

続きまして、昨年6月11日に開催しました第1回和歌山県河川整備審議会、河川整備計画部会において二級河川那智川水系河川整備計画の変更計画についてご承認をいただいております。

今さっき決議いただきました和歌山県河川整備審議会運営規程の改正前の決議でありますため、この場をもちまして現在新たに改定されました和歌山県河川整備審議会運営規程第5条に基づきまして、二級河川那智川水系河川整備計画(変更原案)を本審議会の決議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。ご異議なければ、拍手でご承認をお願いしたいと思います。

(拍手)

○議長 引き続き議事を進めてまいります。議事次第の(2)二級河川富田川水系河川整備基本方針(素案)について、県より説明をお願いいたします。

○県 説明に入ります前に、先ほどもちょっと言及させていただきましたが、本日配付の資料の中で、貴重種の位置情報を含む部分がございます。その部分の取り扱いについて、まずご審議をいただければというふうに思っております。

具体的には、資料2-5の方で河道計画の検討資料、それから資料2-7、河川環境検討シートということで資料を作成しておるのですが、この中に貴重種の位置情報が含まれる部分がございます。それを別綴じであらかじめ資料2-5-2、資料2-7-2ということで別冊扱いにさせていただいております。この別冊部分につきまして、先ほどの運営規程の第2条第4項の規程に基づきまして、非公開の取り扱いと考えると思いますので、ご審議をお願いいたします。

○議長 別綴じって、これは一緒にしてあるのではないですか。

○県 すみません、一緒には綴じてあります。別番号で資料2-5-2、枝番で2-7-2と別にしてございます。

○議長 はい。ただいま説明のありました資料2-5-2、それと資料2-7-2を非公開と。これは貴重種の位置情報なんかが入っておりますので、公開するのはどうかと思いますので、非公開ということにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

○議長 それでは、資料 2-5-2、それから資料 2-7-2 につきましては非公開ということにいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続いて説明をお願いいたします。失礼、ちょっとその前に、これは今日帰る時に外すのですか。それとも、持ち帰ってもよろしくて、委員各自がこれは非公開資料であるということを十分認識していただくということによろしいのでしょうか。

○県 委員の皆様方にはお持ち帰りいただいて、取り扱いにご注意をいただきたいということでございます。

○議長 そういう扱いですので、よろしくお願いいたします。

○県 それでは、富田川水系河川整備基本方針（素案）について、前のスクリーンを用いましてご説明をさせていただきます。

まず、項目でございますが、黒、赤、青の3色に分けてございます。黒色で示しております1番の基本方針の概要、流域の概要ですとか、治水、河川利用、環境の現状等につきまして、前回の第1回の審議会でご説明をさせていただいております。また、2.(1)の基本高水の部分につきましても、前回の審議会でご説明をさせていただいております。残る赤、青のうちにつきまして、まず赤の部分について説明させていただいて、後に青の部分に参りたいと思います。

まず、前回の審議会でご説明させていただきましたものを1枚再掲してございますけども、基本高水流量といたしまして、基準地点、庄川口におきまして、計画規模を年超過確率1/60、基本高水流量を3,000m<sup>3</sup>/sということでご説明をさせていただいております。

それに基づきまして、具体的に河道計画を検討する区間を検討いたしました。富田川につきましては、河口から15.4kmまでにつきましては平野部、そこから上につきましては山間部。平野部はほぼ築堤の区間でございます、山間部につきましては一部だけピンク色で示してあります築堤があるというような状況でございます。これらの地形状況、それから背後地の土地利用状況を考慮いたしまして、主たる工事を計画する河道計画の検討区間といたしましては、下流から15.4kmまでの平野部としたいというふうに考えてございます。

河川の現況流下能力、ちょっと細かくて恐縮でございますが、緑色の直線的に引っ張っている部分が基本高水流量のラインでございます。下流の方が3,000m<sup>3</sup>/sという数値でございます。これに対しまして、既往計画でのHWLでの流下能力を評価いたしますと赤のラインとなりまして、全川的に流下能力が足りていないということになります。一方で、青色で示しております堤防高マイナス余裕高で流下能力を評価いたしますと、足りていない

部分もございますけども、概ね基本高水流量に対しまして流下能力を確保できるという状況でございます。

これらを踏まえまして、洪水処理方式を何案か検討してございます。まずは、河床掘削を基本とする河床掘削案でございます。既往の工事实施基本計画を踏襲した河道計画となりまして、築堤工につきましても、この黒色の部分は概ね完了しているというような状況でございます。まだ未着手の部分が赤色の部分、それから河床掘削が必要な部分が緑色の部分でございます、今後河床掘削で対応するという案になります。

この案で概算事業費をはじいてみますと約 162 億円ということで、これから説明する案の中で最も安価なものとなっております。また、新たな用地取得につきましても、一部の築堤未実施箇所のみで済む。一方で、河床掘削を全川的に行いますので、河川環境保全対策に配慮が必要だというふうに考えてございます。

続きまして、引堤によって河道を拡幅して、流下能力を確保する案でございます。拡幅する箇所でございますけども、緑色で示している案でございます、宅地ですとか J R ですとか国道等の場所を避けて、対岸側を引くという案にしてございます。引堤の際には、計画の高水敷の高さまで掘削が必要になります。全川平均で約 100m ぐらいの引堤規模になります。

こちらにつきましても概算事業費を計算してみますと約 813 億円ということで、先ほどよりも高価な額となっております。また、全川にわたり大幅な引堤が必要なのですが、地形的な制約により引堤ができない区間がございます。具体的には、こちらで示している黄色の丸の地点でございます、左右岸とも山付けになっておりまして、河道拡幅案では対応できない箇所が出てくるということでございます。

続きまして、3 つ目の案といたしまして、堤防の嵩上げ案です。現況の河道におきまして、計画高水流量の計算水位を包絡するように HWL を設定いたします。その中で嵩上げ断面を検討いたしますと、全川平均で約 1.6m の嵩上げとなります。概算事業費につきましては約 209 億円ということで、額的には最初の河床掘削案に次いで安価でございますけども、新たに堤防嵩上げによって架け替えが必要となる橋梁が 6 橋出てまいります。また、河床掘削とか拡幅の案に比べますと、洪水時の水面高が高くなりますので、万が一氾濫した場合の被害ポテンシャルは大きくなる。また、内水排除の面で課題が残るというような点が指摘できます。

縦断的な嵩上げ量を示したものがこちらの図でございます、青色の計画堤防高に対しまして、赤色の嵩上げ案の計画堤防高ということで、緑色の丸で示しました 6 橋の嵩上げ

が必要になるというような状況でございます。

4番目といたしまして、ダム新設案でございます。富田川の本川に洪水調節ダムを新設するというところでございまして、ダムをつくった上で一部築堤が必要な箇所は残ってきます。貯水容量は、想定 of 箇所 で 4,600 万 m<sup>3</sup> ということで、概算事業費は約 950 億円と見積もってございます。事業費的には高価ということで、また当然ダムをつくった後に施設の管理が必要になってきますし、貯水池周辺、湛水いたしますので、河川環境に対して配慮が必要と考えてございます。

以上4つの案につきまして、全体をまとめさせていただいた表でございます。概ね今説明したとおりでございますけれども、丸、バツ、三角でそれぞれの案の相対的な評価を示してございます。治水上の効果の欄をつくってございます。これは全て丸を付けておるわけでございますけれども、どの案をするにしても計画規模の洪水に対してはきちんと安全度を確保するというところでございます。効果を前提として、あとは環境への影響ですとか、物理的制約、それから概算事業費等々を勘案いたしますと、(1)の河床掘削案が最も現実的ではないかということで、河床掘削案を採用したいと考えてございます。

これによりまして、全て河道の改修で流下能力を確保するというところで、基本高水流量イコール計画高水流量と考えてございます。3,000m<sup>3</sup>/sの河道への配分量となります。

それから、計画の横断形ということで、主な地点の横断形ということで、庄川口の概ねの川幅は250mぐらいになろうかと考えられます。

続きまして、ソフト対策につきましてご説明させていただきます。ソフト対策につきましては、計画規模を上回る洪水ですとか、河川の整備途上段階での施設能力以上の洪水、高潮等が発生した場合にも、被害を極力軽減させるということでこれまでも取り組んできているところでございますけれども、左側にありますカメラ映像ですとか水位情報を、ホームページや地デジのテレビ等を通じて配信する等々を記述していきたいというふうに考えてございます。

それから、ハザードマップ関係も当然やっていくということで、ハザードマップの作成ですとか活用、それから水防体制の維持・強化を支援する。また、地域住民の防災意識の向上を図ることが、減災の意味からも重要だと思いますので、こういったツールを使っていくということをご記述したいと考えてございます。

続きまして、地震・津波対策でございます。こちらにつきましては、東日本大震災を踏まえまして、いろんなところで議論ですとか計画ですとかが進められているところでございます。現時点でなかなか確定的なところまで書けないということもございますが、今後

必要に応じて対策がとれるようにということで、下に書いてあるような「必要に応じて対策を講じる」というような表現で記述していきたいというふうに考えてございます。

続きまして、この赤で書いております「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」等につきましてご説明をさせていただきます。

富田川の正常流量の検討でございます。正常流量ということでは、下に書いてあります維持流量と水利流量の双方を満足する流量ということでございます。維持流量につきましては、舟運ですとか漁業ですとか観光等、それぞれの項目を総合的に考慮して、維持すべきであるとして定められた流量でございまして、水利流量につきましては、流水の占用、利用のために必要な流量、その双方を満足する正常流量について検討いたします。

検討のフローでございますけれども、まず河川の流況ですとか、河川への流入量、取水量、河道状況等、河川環境を把握いたします。それから、河川の地域的な区分を踏まえまして、項目別に必要な流量を検討いたします。項目別といいますのは、動植物の生息とか、漁業とか景観とか舟運等に必要な流量はいかほどかということを検討いたします。そうしまして、維持流量を設定いたしますとともに、先ほどの水利流量も設定をいたしまして、期間別に検討を行った上で、最終的に正常流量を設定していくという基本的なフローになるわけでございます。

具体的に、まず河川環境の把握からでございますけれども、富田川の流況ということで、市ノ瀬地点、12.9km 地点の昭和 55 年からの、豊、平、低、渴の流量を示してございます。平均の低水流量が  $1.96\text{m}^3/\text{s}$ 、平均渴水流量が  $0.99\text{m}^3/\text{s}$ 、1/10 渴水流量が  $0.68\text{m}^3/\text{s}$  という状況でございます。

続きまして、富田川からの取水の状況でございます。許可水利権が 11 件と、慣行水利権が 259 件ございます。富田川本川からそれぞれ 7 件と 106 件ございますけれども、その多くが伏流水の取水ということで、富田川本川からの許可水利権 7 件、慣行水利権 101 件が伏流水の取水という状況でございます。

雨の少ない秋から冬にかけて、地表水がかれまして瀬切れが発生することがございます。富田川からの取水制限ですとか渴水被害というのは、今のところ発生していない状況でございます。

正常流量を設定したいところなのでございますけれども、先ほど申しましたとおり、主たる水利である慣行水利権につきまして取水量が明確にできないという課題点がございます。また、伏流区間の範囲ですとか、その流況も明確でないということで、現時点では正常流量を設定できる状況にないということで、これらが明らかになるまでは設定しないと



いうことで考えてございます。

ただし、参考までに、現状持ち得るデータの中でこういった状況になっているかというところについて、次から説明をさせていただきたいと思っております。河川区分につきましては、縦断的な特性を踏まえまして、感潮域、下流域、中流域、上流域、渓流域に分けることができるかなというふうに思っております。

次に、項目別の必要流量につきまして、富田川の状況をそれぞれ見てみますと、検討外の項目が5つ出てきます。4番の舟運につきましては行われていない。それから、塩害防止につきまして、これまで塩害発生の報告がない。河口閉塞につきましては、河口付近に砂州がありますけれども、過去に開口部が完全に閉鎖されたことはない。河川構造物管理といたしまして、コンクリート構造物でございますので、検討外というふうに考えてございます。また、地下水利用につきましても、これまで支障が生じていないということから、検討外というふうに考えてございます。

そうしまして、残りの4項目につきまして項目別に必要流量を検討してみました。まず、(1)と(5)の動植物の保護と漁業についてでございます。設定の手法でございますけれども、魚類の生息から見て検討対象となる下流域から渓流域において、期別に下記にあります代表魚種に対しまして、産卵、移動に必要な水深ですとか流速を見積もっております。

次に、景観の観点からの手法でございますけれども、川にちなんだ史跡・観光スポット等から、良好な景観が得られる流量ということでございまして、川幅に対する水面幅が0.2以上となるというのが、河川の水量感に関する不満がほぼなくなるというふうにされてございますので、この指標を用いたいというふうに考えてございます。

続きまして、水質ということで流水の清潔の保持の観点からは、環境基準A類型の2倍の濃度を考えたいと思っております。2倍の濃度といいますのは、水質汚濁防止法において、“人の健康又は生活環境に関わる被害がある場合”として2倍値というものが使われているという根拠でございます。

これらの観点から、必要流量を期別に設定した事例でございます。上流域を例示してございますけれども、1月から12月まで表に書いてございまして、例えば1月のところを見ますと、ウグイ・アユの移動に必要な流量が $0.069\text{m}^3/\text{s}$ と算定されます。一方で、景観の観点からは1月を含めて全期間 $0.327\text{m}^3/\text{s}$ 。それから、流水の清潔の保持の観点からは $0.116\text{m}^3/\text{s}$ となりますので、1月の時点を見ますと、最も必要流量が大きいのは景観の $0.327\text{m}^3/\text{s}$ ということで、必要流量は0.327ということでカウントしてございます。同様に2月から5月につきましては、ウグイ産卵に必要な $0.438\text{m}^3/\text{s}$ がその他の項目よりも量

が多くなりますので、 $0.438\text{m}^3/\text{s}$ 。6月から12月につきましては $0.327\text{m}^3/\text{s}$ という参考計算結果でございます。

次に、区間別に維持流量を設定していくということございまして、区間毎の代掻き期の例でございます。下流域、中流域、上流域、渓流域をそれぞれまた細かい区間に区切りまして、動植物の生息ですとか景観ですとか流水の清潔の保持の観点から必要な流量を入れてみますと、そこに書いてあるような一番下流域で $0.318\text{m}^3/\text{s}$ 、それから下流域から中流域にかけて $0.581\text{m}^3/\text{s}$ ですとか、また上流域の方では $0.327\text{m}^3/\text{s}$ とか $0.438\text{m}^3/\text{s}$ 、渓流域では $0.578\text{m}^3/\text{s}$ というふうに設定できるということになりました。

次に、水利流量につきまして現時点で分かっている範囲で設定をしてみました。代掻き期の例示でございますけども、下の※印に記入しておるのですが、本川許可水利7件、それから取水量が把握できている慣行水利2件のみを対象として試算をいたしますと、下流0kmから上流30kmの方にかけて、お示しのラインのような水利流量となります。これらを考慮いたしまして、維持流量と水利流量の参考値から水収支を考慮した正常流量の参考値といたしまして、代掻き期をプロットしておりますのが、この下のグラフになります。具体的には、市ノ瀬地点につきまして維持流量が $0.6510\text{m}^3/\text{s}$ 、それに水利流量を踏まえました正常流量といたしまして $1.5331\text{m}^3/\text{s}$ となると試算されます。参考値としてはこういうことなのですが、冒頭に申し上げましたとおりに、まだまだ実態が不明確な部分があるということで、現時点では正常流量は設定しないということで考えたいということでございます。

続きまして、河川環境の整備と保全に関する事項のご説明をいたします。

大きくは2つ文章を書いてございますけども、治水・水利を含めた総合的な検討を実施しまして、流域的な視点から河川全体として調和を図りたいということと、河川工事におきまして、できるだけ環境への影響の回避、低減に努める。また、必要に応じて代替措置を講じるなどして良好な河川環境の保全を図るという基本的な考え方でございます。

それぞれの区間毎の状況と記述の案でございます。渓流域の状況でございますけども、瀬・淵が連続して見られてございます。また、岩盤が露出しておりまして、河床には大きな礫が多く見られる状況でございます。上流域につきましては、早瀬、平瀬、淵が交互にあらわれて、河床につきましては大きな礫が主体な状況でございます。これら区間につきましては、溪流らしい流水環境の保全と周辺の山地等との横断的な連続性の確保に努めるということをお願いしたいと思います。

続きまして、中流域でございますけども、谷底平野ということで交互砂州が形成されて

おります。瀬と淵が交互に分布しておりまして、礫が主体となっております。こちらの区間につきましては、カワラハハコ等の生育する礫河原の保全、魚類が好む採餌の場としての瀬と淵の保全、それから川と触れ合う場としての水辺環境の保全に努めるというような記述にしたいと思っております。

下流域でございますけれども、流れが緩やかになりますので、砂礫が主体でございます。また、堰の上流には湛水域が形成をされております。山づきの箇所につきましては、深い淵が形成されているということで、感潮域につきましては、河口に砂州が発達してございます。河床材料は、砂礫・シルトが主体です。これらの区間につきましては、湛水域ですとか、深い淵など生物の多様な生息・生育環境の保全に努めるということ。それから、オオウナギの生息場として確認されている淵では、可能な限り淵の維持・復元に努めるということにしたいと考えてございます。

最後に、河川の維持管理に関する事項でございます。

大きく4点でございます。河川の利用については、適正な河川空間の利用と保全を図るとともに、河川空間を安心して利用できるような確かな河川情報の提供に努める。河道内の樹林につきましては、治水、環境上の機能を考慮した上で適正な管理に努める。外来種が確認されていることから、経過監視に努める。維持管理には、河川愛護会等といった機関との連携・協力が不可欠でありますので、その体制づくりを推進するとともに、対応等に努めるというような記述の案となっております。

以上、概要ということでご説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

○委員 洪水処理の方式で4案出ているのですが、その中で河床掘削案というのが私は非常にいいと思うのですが、実際に河床掘削した場合、何年ぐらいもつのでしょうか。土砂がやっぱりその後供給されるわけで、それに対してどれぐらいのサイクルで掘削していくということもおそらく考えていると思うので、ちょっと教えてほしいんですけども。

○県 なかなか何年、何十年というところまできちんと見積もれているわけではないんですけども、当然上流からの供給があって、河川管理上、支障が生じてくるような状況になれば、また維持・管理の掘削をしていくということになりますので、そこにつきましては常に手を入れていくということで考えてございます。

○委員 そうですか。具体的にどれぐらいなんですか、土砂の供給量というのは、現時点で。ある程度その辺の試算が。

○議長 土砂の発生源がどこかということも。

○委員 全域から出ているので、実際どれぐらい来ているかという。まあ、分かりました。

それからあと、これは大体、水位がどのぐらい下がるんですかね。これでいくと。例えば、水位が下がるから、基本的にこれは結構農業用水に使っていますから、その時の堰です、その辺の使い方が多分今後。いわゆる今まで使えたところが当然使えなくなりますから、今の方式では。そうすると、より上流から取るか、それから堰を高くするかということになるので、その辺はやっぱり考える必要があると思いますね。

○委員 ちょっとよろしいですか、追加で。

○議長 はい。

○委員 先ほど来説明がありましたが、私、基準点の市ノ瀬の生まれなものですから、富田川は自分のところの庭の前というような育ち方をしていますので十分理解できていますけども、引堤ではなしに河床掘削の案で、先ほど来からその影響等を考えた時とか、どれだけ補給されるのかという意見もありましたけども、いわゆる流況調整機能を持たない川ということからいくと、断面を確保するという方策が一番妥当かなと僕も考えています。

ただ、干害の話もありましたけども、要するに渇水事例はないよという報告になっているんですが、実は昭和40年代、おそらく43年、44年だと思うのですが、和歌山県の南部の方につきましては、いわゆる干ばつ災害という形で被害が出ております。それはなぜかということ、それ以前に、富田川、日置川もそうですけども、砂利採取が盛んに行われまして河床低下を起こしたと。現実問題として、それまで農業用水等はいわゆる「しがら」であるとか、蛇カゴ井堰をつくって表面取水しておったわけなんですけども、流水のたびに流されたということもありましたし、砂利採取によって河床が低下して、なかなかそういう施設では取れなくなってきたということもあって、ポンプに切りかわっていったという経緯があるわけです。

その当時の河床から比べて、昭和30年代前半の河床と現在の河床は約2mから3mぐらい差が出ているのかなと、平均的に。砂利掘削をしたところですね。今の計画区間、いわゆる鮎川新橋から下流の堰の血深井ですか、あそこまでの間ではそれぐらいの河床低下した分があるのかなと。それがそれほど河床が上昇してきていないということから考えると、要するに上流部は全然河川構造物がありませんから、支川の砂防堰堤ぐらいだと思いますので、本川にはそういう砂利を止めるような施設がない中で、それほど補給されていないということであれば、年々の維持管理というのはあるんでしょうけども、それほど大きな

砂利補給がされるということは考えられないかなというふうに思います。

それと関連してお聞きしたいんですが、先ほども言いましたように、干ばつ災害復旧事業として、それまで表面取水だったものが、この11件の水利権のポンプも含めて全てポンプ取水に変わっていているわけです。表面取水しているのは、下流からいきますと支川に堰をつくったりとか、そういう形でしか取水をしていないと。本川沿いはほとんどが表面取水ができない状況になっているわけなのですね。そういう中で水位を下げた場合、その施設に対する影響というのはどう考えられておるのか。そこまでまだ把握できていないということなのか、今後のことも含めてちょっと考え方を説明していただけたら、より掘り下げ方式ですね、河床掘削方式というのがクリアになるのかなとは思いますが。

○委員 ちょっとよろしいですか。今、議論がごっちゃになったと思うのですが、まず水位が下がるのはどのぐらいかという話と、それからもう1つ、土砂を掘削した場合にどれぐらい回復するかという話は、1人の意見だけではなくて、やっぱり正確的に把握する必要があります。

だから、やはりその辺について、新たに調査するというのは難しいと思うんですけども、いろんな情報を集めて、ある程度、何年に1回ぐらいというのは想定しておかないと、これはもちろんある程度維持できるということで考えていると思うのですが、それがやっぱりそうたびたび掘削しなければいけないのであればという話と、それからあと、その掘削の影響ですね、それをやっぱりもうちょっと考える必要があるかなという気がしたので

すね。  
1つは、今言ったように農業用水の問題があるし、それからあとは、これは全部全域で掘削してしまうと、底生生物が全滅してしまいますよね。だから、やはり計画的に掘削していかないと、底生生物がある程度生きられるような状態でやっていかないと、全面的に短期間でこれを掘削したら相当影響があると思いますし、その辺もちょっとどうかなという

ことで、もちろんそれを考えてやっていると思うのですが、

以上です。  
○議長 ちょっと整理しますと、第1点は掘削した後、また再堆積して、また掘削しなければいけないという、それがどの程度見込まれるかということが第1点。それから、掘削した後、水位が下がるから、農業用水なんか、特に取水設備にどういう影響があるか、あるいはどういう手当てをしていく予定があるかという部分。それから、今の最後の点は、掘削の手順というのですか、早さというか、どのぐらいのスピードでやってしまうかとい

うこと。その3点なのですが、それについていかがでしょうか。

○県 まず、1点目の再堆積にどれぐらいの期間がかかるかというのは、やはり出水の状況によって大きく変わるものですから、この間の23年の12号みたいな大きな出水があれば一時にたくさん出てくるけども、そういうのがないと少なかったりとかいうことなので、なかなか平均的に言うのは難しいというような状況でございます。

その中で、先に質問のあった掘ることによってどれぐらい水位が下がるのかということでございますけども、計画の河道まで掘削すると最大で1.6mぐらいの水位低下という計算になってございます。

その中で、2点目にございました取水設備への影響が出るところにつきましては、当然手当てをしていかななくてはいけないということになるかと思っております、おそらく現時点でも大井ですとか血深井堰というところについては対処が必要になってくるであろうというふうに見込んでございます。

また、実際に整備する手順といいますか、スピードということであると、それは整備計画を今後また立てていく中で、20年、30年間でやる区間はどこまで、その後どこまでやるというのは決めていくというふうに考えてございます。

○委員 ぜひお願いします、その3番目はね。

それと、もう1点だけ、ごめんなさい。それと、最後に流量の管理をしていたのですが、ここは別にダムがないですね、この流域は。そうすると、流量管理というのはどのようにするのか。要するに、正常は幾らとか実際言っても、雨が降ったら流れるだけであって、結果的にこういう流量になるというのは分かるのですが、例えばウグイのためには幾ら、それから代掻きの時は幾らというので、代掻きの時はおそらく堰を使って水を強制的に入れますから分かるんですけど、他の期間は基本的にはそのまま上から下へ流れているわけで、そういった中でいろいろ計算していたのですが、その辺の意図がよく分からなかったんです。自然の状態でしか変化しないのに、いろいろ計算していた理由がちょっと分からなかったのです。

○議長 流況、いわゆる平水流量、渇水流量とかありますよね。あの辺の数値は出ているのですか。

○県 今、前のページで出していますけども、市ノ瀬地点で流量観測をしておりますので、豊、平、低、渇ということで、昭和55年から20年までのデータでございます。

○議長 そうすると、1/10渇水流量で0.68m<sup>3</sup>/sですから、先ほどのあれでいえば、維持流量がぎりぎりいっぱいということになりましょかね。そのぐらいまでは過去の流況か

ら見ると確保できていると。

○委員　そういうことですね。そう思うのですよ。だから、それぐらいしか言えないと思うのですね。細かい計算しているけど。

○議長　それにももちろん取水流量が乗っかりますからね。

○委員　ええ。だから、基本的には厳しい時にどうするかということは、別にどうしようもないのでしょうか。だから、そこだと思うのですね。対策があるのであれば、対策を言ってもらえればいいのだけどもという気がしたのですけどね。基本的にため池とか、そうですね、堰は使えないですね。その辺だと思うのですね。だから、渇水期にどうするかということに関しては自然任せになりますよね。

○委員　よろしいですか。

○議長　どうぞ。

○委員　資料を読ませてもらいますと、要するに正常流量については、決定は将来に先送りということはあるんですが、できる限り流量を確保するという文言があるんですね。それを方針として出すということであれば、今言われたように1/10渇水年で、出されている正常流量分、要するに利水流量については完全に不足するような流量ですので、その中で正常流量の確保をするという謳い込みができるのかどうか。先送りというのであれば、そういうことについてももう少し違った表現をすべきなのではないかというふうには考えます。

○議長　いかがでしょうか、今のご提案に対して。

○委員　ちょっと教えてください。議長に聞きたいのですが、これは4案出ていますけれども、その4案のうちの河床掘削というのが提案なのですね。これでいくということですね。

○議長　そういうことですね。

○委員　ですよ。

○議長　はい。ただ、この費用だけで見ると、第1案ですか、それでいかにざるを得ないですよ。

○委員　私も基本的に賛成ですけども。

○議長　先ほどからおっしゃっているように、再掘削が必要になるとか、私は維持管理にどの程度の費用が要するのかということも必要ではないかと個人的には思っているのですが。いわゆる極端なことを言えば、メンテナンスフリーにできれば追加の金は要らないですよ。常に手を入れていかなければならないとなると、それ相当のお金が要ると。です

から、川のことですからメンテナンスフリーなんてあり得ないですけど、極端に言えばそういう2つの間があるなという気はしております。

○委員 だから、議論するのであれば、この中から本当にどれが一番いいかという話になるのでですね。そういうことでしょうか。

○議長 そうです。

○委員 よろしいですか。今の関連で、そのメンテナンスフリーの関係でちょっと教えていただきたいんですが、この前の台風被害を受けて、いわゆる砂利採を許可させるというやり方、いわゆる民間業者の方に砂利を採取してもらうというやり方、これは今後とも進めていくということを前提にして、こういういわゆる掘削案というのを、先ほど来その都度その都度、管理、ケアしていくという中には、今のやり方なんかも想定しておられるのでしょうか。

○県 台風12号後に再開をしています民間事業者も含めた砂利採取につきましては、河川管理者が費用をかけて河道掘削をする必要があるような河川について、それを少しでも削減できるという観点から事業者を募集してやっているところでございます。当面、25年から29年度の5年間の期限付きで始めておりまして、またその5年が終わった時点で、各河川の状況を見て今後については決まっていくのだというふうに考えておるのですが、基本的にはそういった実際に掘削が必要になるところについては、河川管理者自らやるのですが、それ以外やっていたらいいような部分があるのであれば、そういう力も借りながらやるというところは、そういう方向なのだろうなというふうに思っております。

すみません。それから先ほどの正常流量のところでございますけども、本文の方で資料2-1の8ページだと思うのですが、「流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、今後、慣行水利の取水実態等を明らかにし、その確保に努めるものとする」というのが今の案でございます。本当にできるのかどうかという観点からなんですけども、まずそこにも「今後、慣行水利の取水実態等を明らかにし」という前提を書いておりますけども、もう1つはその取水量の実態を正確に把握した上で、その都度、水利使用量に変更が生じた場合、そういった機会をとらまえて、それは適宜見直しをしていくと。そういった部分で少しでも生み出せる流量があるのであれば、そういったものを加算して行って、その確保に少しでも努めていきたいというような大きな方向性だけを書いているものでございます。ですので、その努力姿勢としては、やはりこういう方向なのかなというふうに考えておるのですが、いかがでしょうか。

○議長 なかなか苦しいと思います。



○委員 先ほど、洪水処理方式案、4つの中から1つを選ぶのではないかというお話が出ていたのですが、私はちょっとそこに2つの点で違和感を感じております。

それは、1つは、要するにこの洪水処理方式案を選択するというのは、資料2-1の整備基本方針の本文でいえば、5ページの(2)の②のところに書いてある、その3行目なのですが、「自然環境を考慮しつつ」の後ですね、「築堤および河道の掘削による整備を進める」という部分と、それともう1点は、7ページの真ん中辺に図面があるのですが、(2)ですね。ここで3,000m<sup>3</sup>/s流しましょうというお話。それにどういう具体的な方策をしていくかというお話だと思うのですね。

という点から考えると、1つのポイントは、まずダムをやるのかやらないのかというのが大きなポイントになってくると思うのです。それを書くのか書かないのかという話と、それともう1点は、通常であればダムを除いたそれ以外の方式をどれか1つだけ選んで全部でやるというのは、ちょっと乱暴過ぎる話なのではないのかなと思うのですね。ただ、基本方針ですので、何らか書くのは書かないといけないのでしょうかけれども、全て河床掘削でやりますよというのは、ちょっと今のこの時代ではあり得ない話なのではないかなと。

先ほど1.6mぐらい水位が下がるというお話だと思うのですが、例示されている断面の形から見ても、これは相当な掘削量になるのではないかなと思うのですよ。土砂の量的な話もありますし、河川環境に与える影響も非常に大きいと思うのです。普通であるならば、やはり引堤できる場所は引堤も検討するというようなことで、この辺の具体は多分整備計画の方でやっていくのだろうと思うのですが、それを見越したような形でここにはやはり書くべきなのではないのかなと。

結論から言いますと、河道の掘削による整備はもちろん主たる方法として、私もかなり必要だろうとは思いますが、それを全川にわたってやるというのはちょっとどうなのかなと。せめて河道改修を進めていくということで、具体は整備計画の方で場所付けなりその方策なりを考えていくというようなものにしておくべきなのではないのかな。要は、ここで決めるのはダムはやりませんよと、これはコンセンサスとしていいのかなと思うのですが、その後は掘削を全面にやりますよというのはちょっとどうなのかなというふうに感じております。

以上です。

○委員 ちょっとそれに。

○議長 はい、どうぞ

○委員 掘削した土砂をどういうふうに処理するかという話が少し担保されてないと、こ

の掘削案も少し実行できないのかなと。全川でやるという意味では、かなり上流の方から土砂を取って運ぶということの実現性とか、何かその辺のことも含めて少し教えていただければ。

○委員 ついでに。よろしいですか。

○議長 関連するような。

○委員 整備に関することで。ちょっと後から。

○議長 □□委員のご意見に対して何か。

○県 掘削土の処分ということでございます。現時点からその全部発生するものの処分がちゃんと見積もれているわけでもないんですけども、当然有効利用を図るというのがまず第1原則でございまして、近場でその時々に行われている工事で使うようなところがあれば、そこへ最優先で持っていくと。また、砂利資源として活用するようなものであれば活用を図っていくというところで進めていきたいというふうに思っております。本当に掘削していく中で使い道の発生しないものにつきましては、捨てるというような行為も必要になってきますけども、これから長期間にわたって発生していくものに対して、できるだけ有効活用を図っていくという考えではおります。

○議長 □□委員のおっしゃった(1)、(2)、(3)、(4)のどれか1つというような限定の仕方ではなくて、どちらかといえば組み合わせていくべきだというご意見だろうと思うのですが、4のダム案はちょっと別にしまして、それは実際整備計画を立てる時には多分そういうことになっていくだろうと思いますね。引堤は一切まかりならんとか、そういう硬直したことにはならないだろうと思いますので。ですから、この基本方針の段階では、そういうことが読み取れるように、もう少し幅を持たせた書き方にさせていただきたいのですが。

○委員 一番簡単なのは河道掘削「等」とすることかと思うのですが、もう少し広く個人的には「河道改修を進める」というのがいいのかなと思うのですが、あまりいじりたくないというのと、あと他の河川との兼ね合い等もあるので、ちょっと他の河川でどう書かれているのかというのをきっちり覚えていないんですが、やっぱりここまで、例えば3案なり4案なりある中で、これをメインで進めましょうというような書かれ方がされているのであれば、そういうこともあるのかなというふうに思うのですが。

○議長 ただ、河道改修と書いてしまうと、(1)、(2)、(3)の案の強弱が全然つかなくなってしまいますよね。県としては、やはり掘削をメインにしながら(2)、(3)を組み合わせていきたいというのが本当のところではないかと思うのですが、そのように思っ

しいですか。

○県 ご指摘いただきましてありがとうございます。まさしくご指摘いただいた本文案、資料 2-1 の 5 ページのところの表現は、今の案も「築堤および河道の掘削による整備」ということで、別に河道掘削だけに絞った案ではなくて、私は先ほどの前での説明が何か河道掘削だけにちょっと力点を置き過ぎた説明になっているかなというふうに思います。

今後、当然整備をしていく段階でベストの組み合わせを組み合わせさせてやっていくということは間違いのないと思いますので、例えばここの表現を、他の河川等ももう一度見させていただきませうけども、「築堤および河道掘削等の河道改修を進める」とか、そういったちょっと幅を持った書き方を検討させていただきたいと思います。

○委員 この富田川については、今までずっと和歌山県の河川整備を進めてきた中で、文化財あるいは天然記念物、その面で以前少し絡んできたのが、熊野川の時に熊野古道は世界遺産なので自然景観をどうするかだったんですが、ここの富田川はオオウナギが天然記念物として指定されている。しかも、それがここの整備計画では、オオウナギの生息場所として確認された 2 箇所のみだけをという言い方で書いているんだけど、すぐその後、天然記念物の生息地として河口から 18km 上流までほぼ全域を生息地として天然記念物にしていますので、今言っている河川掘削とか堤防の整備とか、それが果たして可能なのかどうか、天然記念物を生育している川としてですね。この打ち合わせを文化庁と話を進めずにやると、たちまち工事差し止めに来てしまう、そういう非常に難しい川だということをもっと認識してやらないといけないのではないかという意見です。

質問としては、どの程度そういうことを調べていらっしゃるかということです。

○議長 それは天然記念物でいいのですか、生息地でのこういう河川工事の進め方というのは、ここだけに限った話ではないと思いますので、いろいろ実例はあるのではないですか。

○県 一般的な魚類とか生態系に影響がないというような工事はどこでもやっているのですが、特にここではオオウナギということで、当然その生息範囲とか指定状況については我々も現時点で認識してございます。当然河川工事をするに当たっては、少しでも影響が出ないようにということで、今考えているのは、具体的にはその生息のポイントとなる瀬とか淵とかを極力残すというようなところで、残りの部分を掘削するような方法ということでは考えておりますけども、またより具体的な工法とか形状とかいうものにつきましては、更に検討を進めたいと考えます。

○議長 基本方針の方で、資料 2-1 のところではその辺の記述はどうなっているでしょう

か。

○県 例えば、資料2-1の1ページの下から7行目ぐらいですけども、「オオウナギ生息地として、3箇所の淵が国の天然記念物に指定され、18kmの区間が追加指定されている」、それから、3ページのところの下から6行目ぐらいですけども、「魚類ではオオウナギなどが確認されており、河道内には身を隠すことの出来る岩や流木等の隙間環境が存在している」と。一番最後になお書きで、「近年、オオウナギの幼魚が確認されている」というようなところの記述をしてございます。

○委員 いいですか。

○議長 はい。

○委員 だから、特に「なお」のところでも分かりますが、その淵だけの保存だけではおそらく済まないだろうと。ちょっと慎重に話を進めていかないと、非常にここは難しいだろうと思います。

○委員 関連でいいですか。

○議長 どうぞ。

○委員 おそらくもうご承知だと思うのですが、川自身がここは天然記念物に指定されているところなのですよ。ですので、今までやられていたような生息場所であるとか、あるいは対象種の保全という話とはかなり趣が違うのではないかと。□□委員もそれをおそらく指摘されているのだと思うのですが、河川自身が天然記念物なのです。生き物とかではなくてですね。ですので、それに手を入れるということは、当然のことながら文化庁との事前のそういう天然記念物指定にかかわる取り扱いを協議しないといけないということで、多分これは県の皆さんよくご承知だと思うのですが、そういう意味でちょっと先ほどの県のお話だと、種であるとか場所であるとかを保全というふうなお話だったのだけでも、ちょっとそれよりはもう少し広いお話なんだよなという感じがしています。もろに今回計画に入っている区間というのが全部天然記念物に指定されているということなので。

○議長 そしたら、それは熊野川なんかもそうですね。

○委員 熊野川は、河川は指定されていないですよ。

○議長 例えばあそこの本宮あたり。もちろん全川ではないですけども、部分的にですけども。

○委員 局所的にそういうところはあるのかもしれませんが、私も熊野川はちゃんと把握していませんが。

○委員 川そのものが古道の一部なのでしょう。川は保存資料ではないですから。

○議長 指定の仕方がどのようになっているか、私はよく知りません。あそこは河川工事を  
するについてのそういう協議はされたはずですよ、熊野川についても。

○委員 あの時は景観だけを。熊野古道を通った時に堤防がその景色を非常に変化させない  
ようにと。だから川そのものではないです。これは川そのものが、□□委員のおっしゃ  
るように、生息環境として維持しなさいという。

○委員 ちょっとよろしいですか。

○議長 どうぞ。

○委員 基本的にこの図がそうだと思うのですが、この図の結論というのは、結局こ  
れがどう使われるかだと思うのですね。それで、先ほど言いましたように河道掘削案を前  
面に出してしまえば、今言ったような問題が当然出ますよね。生息域をいじりますし。

だから、やはり結局のところ、そうはいつでも予算の問題もあるし、やっぱり第1案を  
中心にやっていくということで、その時に今言ったように、この後の実際の部会になるの  
ですか、そこで審議する時に、そういったオオウナギだけではなくて、生態系への影響と  
いうものを十分考えないと、最初から全域を掘削するということは、それで最初に聞いた  
んですよ、全域掘削することができますかということ。それは時間的に分けると言った  
けども、やはりそうなってくると、(1)と(3)というものを組み合わせたりなんかしてやっ  
ていくしかないわけで、そういった結論をその次の、要するにこの審議会の答えが分から  
なかったんです。それで私は聞いたんですよ。4案の中の1案を選ぶのかということ。聞  
いたのはそういうことなので。ではないんでしょう。おそらくこの後の実際の計画をつく  
る時に、この会議で、審議会第1案を中心にやると。そこで今言ったように、我々  
として今ここで言いたいことは、附帯事項として環境問題が非常にこの掘削方法ではいっ  
ぱい出てくるわけですから、そこを十分に考慮してやってもらうと。そのためにはやっぱ  
り2番、3番という案も組み合わせやると、そういうことを一定申し送りして、きち  
んと審議してもらうということでしょう。その辺の僕は結論の出し方が分からなかつた  
から、それで最初に聞いたんですよ。どうしたいんですかということ。

それで、事務局としては1案を出しているから、1案は確かに一番原始的だから私も賛  
成だけどねという話をしたのはそういうこと。だからこの結論としては、そういう言  
い方をして持って行って、今言ったように具体的な、□□委員が言われるように、そのと  
おりだと思いますよ。そんな掘削だけではよくないので、それで私は最初からそういう質  
問をしているのでね。だからその辺を次の具体的な計画をつくる時にやってほしい。

それからあと、□□委員が言われるように、私はオオウナギだけではないと思いますよ。そもそも全面的にそんな掘削してしまったら生態系が変わってしまいますから、そんなことはできっこないので、それはやはり全面掘削は非常に難しいと思います。だから私は聞いたので、時期的な問題、例えばある程度時間を置いて生物が十分移動してね。移植するという方法がありますけど、移植するというのは難しいですからね。川の場合には、やっぱりある程度掘って、休ませて、どこか移動してあげられる時間をつくってあげないと無理ですよ。オオウナギがここにすんでいるから、そこだけは守って、他だけをやるというわけにはいかないの、やっぱりその辺を、十分に環境を考慮した施工というものを、次の部局に渡すような案をここで言えばいいわけでしょう。ではないのですか。と思いますけど。

○議長 今、我々が審議していますのは、基本方針ということですので、整備計画の具体論に入っているわけでもありませんし、今の整備計画もそうですし、それからおそらく環境部会というのが設けられると思いますので、そこでも今のような議論がされると思います。ですから、この場合は基本方針ということですから、あまり細部に立ち込んでしまいうわけにもいきませんので、ただ先ほどから出ておりますどのような組み合わせをするかと。いや、組み合わせをするのだろうなということがもう少し表に出るような書きっぷりとか、あるいは先ほど出ていました正常流量のところも、どう確保するのかという、努力するとか努めると書いてありますが、もう少し踏み込んだ書き方をしてもらえないとか、それから今の天然記念物の話もありますし、もう少し欲を言えば、河川工事をやることと天然記念物他、生物への環境への影響など、その辺をもう少し踏み込んだ基本方針にしていただけると、それを受ける河川整備計画の部会でも審議しやすく、ある程度焦点を絞れてくるのではないかと思いますので、そのように少し、更に、この今日出ています案を再検討していただくということではいかがでしょうか。

○委員 1点だけ、メンテナンスですね。それをやっついていかないと、このままでは危ないです。

○委員 すみません、1ついいですか。

○議長 どうぞ。

○委員 ちょっと冒頭に指摘もありましたけど、やはりこういう基本方針を考える上では、流域の土砂動態というのを把握しておくということがいい整備につながるかなと思うんですね。あまりそういう視点というのが。今日も河床にどれぐらい土砂が来るかという話についても、やはり何らかの答えができるようなデータを取っておくということも大事なかな

と思うのと、あと最近、極端気象とかそういうのが問題になっていますし、平成23年の紀伊半島大水害では3日間で2,000mmぐらい降ったというところで、そういうことが最近ちょこちょこ起こっている、またそういう時にはこの地域は深層崩壊が大変危険な地域ですので、そういうようなことがこの基本方針の中にどう位置付けられるのかということも、ちょっと考えないといけないのかなというような気がします。

今のところそこまでは考えてないのかなというところなのですが、例えば治水対策で洪水の状況を住民の方に知らせるような話もありましたが、やはりかなり極端な現象だと、普通の洪水とは違う状況になるようなところもありますので、その辺をどのように基本方針の中に入れるのか、それは別物と考えた方がいいのかという、そこは少し検討する必要がありますかなと思います。

○議長 土砂動態の話ですね、それも必要なことではないかなと。普通は他の川の基本方針なんか見ますと、何かフォーマットに従ったかのごとく地質なんかが出てきますよね。それにプラスアルファして、今の□□委員の指摘にありましたように深層崩壊のおそれが高いところということであれば、そういうことも含めた土砂動態について記述していただく、加えていただくと非常にありがたいと思います。

そういうことで、今日は富田川について2回目なのですが、今日は非常に多くの意見を出していただきましたので、それらを踏まえて、もう一度基本方針案を再検討していただいて、次の審議会にもう一度お諮りするということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員 すみません、よろしいですか。

○議長 はい。

○委員 先ほど来、天然記念物の話が国指定のが出ていまして、私は新宮市の「浮島の森」の保全といいますか改修にかかわったものですから、かなり文化庁は厳しく最初は言ってきますので、ぜひやはりそれなりの対応をやっておいた方がいいと思います。徐々にだんだんやっていると分かってくれまして柔軟になってきますけれども、最初はかなり厳しくといいますか、これもだめだ、あれもだめだ、枝1本折るのもだめだという、そういうふうな言い方できます。今はもうほとんど何も言わずに、こちらでかなり自由にやっていますけれども。

それと、なかなかオオウナギと名が指定されたのにも関わらず、本川であまり見つかっていないというのは、オオウナギ、もちろん遡河、降河の時は本川におるようすけれども、どちらかというと田んぼの用水路とか、そういう支川に入り込んでおる場合が多い

のですね。ほとんど水のないようなところに入り込んだり、あるいはそれに注ぎ込む支川の岩の穴にいたり。だから夏、ウナギ釣りの人たちが穴釣りで釣り上げるということが多いのですね。だから、調査する場合は、もちろん指定された場所の本川も大事ですけども、注ぎ込む支川とか、そういうところも調べられた方がいいのではないかと思いますけども。

それともう1つは、新宮の熊野川で今河道掘削していますが、世界遺産の話が出てきて、熊野川の世界遺産は御船島という島までが世界遺産の指定区域でありまして、その下流は世界遺産の指定になっていないのですね。その世界遺産になっていない部分で河道確保のために掘削しています。

以上です。

○議長 ありがとうございます。非常に貴重な、生々しいご意見をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど、私が申しましたような点について、今の委員のご意見も入れていただいて再検討していただいて、次回もう一度富田川の基本方針についてお諮りするということで、今日は議論を閉じたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○議長 ありがとうございます。

それでは、続きまして議事の(3)のその他についてですが、県より説明をお願いいたします。

○県 それでは、その他ということで、資料の3-2をご覧くださいませでしょうか。ご報告でございます。

日置川水系の河川整備基本方針につきまして、24年の河川審議会の方で答申をいただきまして、その後、所要の進めまして、この26年2月に国土交通省の方に同意申請を出しました。そのご報告と、あと、その間に協議の中で多少何点か修正事項がございましたので、恐縮ですが、ここでご報告をさせていただきたいと思っております。

対比表ということで、右側が最終的な申請時の内容になってございます。ページでいきますと、まず2/11ページというところでございます。赤色で文言の調整をしておりますけども、多少文言の修正で、「河口部で約2,000mmの多雨地帯」と書いてございましたけども、「下流域で約1,900mm」ということで、他の河川の基本方針が有効数字2桁となっておりますので、1,900mmと書かせていただいております。

それから、3/11のところ、「23年9月の台風12号等」という文字を入れさせていただきます



いております。これは近年、ここに書いてあるもの以外にも幾つか洪水があるということで、「等」を入れてございます。

それから、5/11 ページでございます。ウナギという名称を正式な学術名ということで、種を特定するというので「ニホンウナギ」ということで書いておりますのと、メダカにつきまして2種類に分類されたということでございますので、正確に「メダカ南日本集団」という書き方をしております。

それから、BOD 値のところでございますけども、前は20箇年平均値ということで書いておりましたけども、BOD75%値というのは、年間を通じて環境基準を満足しているかどうか判断するものであるということでございますので、「平成6年以降年間で満足しており」ということで書かせていただいております。

更に、6/11、7/11 ページにかけまして、年超過確率1/40の規模ということで、従来40年に1回程度というような表記を分かりやすいと思ってしておったのですが、正確性に欠けるというところで、年で発生する超過の確率が40分の1ということで正確性を期しております。

更に、地震・津波に対する部分につきましては、「必要に応じて対策を講じる」というところで、東海・東南海・南海地震対応ということで書き改めてございます。

こちらの方で今、同意申請を上げておまして、今後また同意が得られれば正式に策定の運びとなります。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま、日置川の基本方針の同意申請について説明のあったところであります。

その他に何か委員の方々からご発言がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、以上をもちまして議事を終了いたします。限られた時間内での審議でしたので、いろいろ十分に意見がお述べになれなかったかもしれませんが、後日お気づきになった点がありましたら、ご意見がありましたら、県の方にご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

これで進行を司会にお返しいたします。

○司会 本日は、多くのご意見をいただきまして誠にありがとうございます。本会でご審議いただくことは以上となります。本日はご出席いただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして第2回和歌山県河川整備審議会を終了させていただきます。どうもあ

ありがとうございました。

( 閉 会 )